

# 入札説明書

令和6年5月7日付け公告の「令和5年度内部監査支援等業務」に係る入札については、下記のとおり実施します。

なお、この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法及び同法施行令、愛知県財務規則等の例によります。

## 記

### 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和6年度内部監査支援等業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

令和6年度内部監査支援等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月5日（水）まで

### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）「03 役務の提供等」のうち「08 コンピュータサービス」に登録されている者又は同等の資格を有する者としてあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が認めた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 愛知県会計局指名停止取扱要領による資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から開札日までの期間内に受けていないこと。

(6) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び業務からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(7) 入札公告の日から過去2年間において地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績があり、情報セキュリティに関する高度の専門性を有すること。

(8) 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていること。

(9) 協議会のシステム（監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システム）の企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

### 3 入札参加資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の手続に従って、入札参加資格確認申請書類（以下「確認申請書類」という。）を提出しなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

また、一旦受領した書類の返却、差し替え及び再提出は認めません。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ あいち電子調達共同システム（物品等）業者登録番号報告書（様式2）

ウ 会社概要及び担当者届（様式3）

エ 入札公告の日から過去2年の間に地方公共団体と締結した情報セキュリティ監査業務の契約書及び業務完了報告書の写し

オ 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていることがわかるもの

(2) 提出方法

電子メール又は郵送等

(3) 提出先

あいち電子自治体推進協議会事務局

（愛知県総務局総務部情報政策課地域情報化推進グループ）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460 - 8501）

電話（052）954 - 6135（ダイヤルイン）

電子メール info@e-aichi.jp

(4) 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時（必着）

(5) 入札参加資格の確認及び確認結果の通知

入札参加者から提出された確認申請書類に基づき入札参加資格を確認し、その結果を記載した通知書（以下「確認通知書」という。）を令和6年5月31日（金）までに電子メール及び郵便により送付します。

(6) 入札参加者の資格喪失

入札参加資格を認められた者が、落札者決定の日までにおいて、次の事由に該当することとなったときは、入札参加者の資格を失うものとします。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。

ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(7) その他

ア 確認通知書により入札参加資格があると認められた者（(6)により入札参加資格を喪失した者を除く。）でなければ、入札に参加することができません。

イ 確認申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された確認申請書類は、返却しません。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用しません。

4 入札に関する事項

(1) 入札書の作成

ア 入札者は、本件業務に係る人件費、必要な物品等一切の経費を含めた契約金額を見積もってください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（様式 4）に記載してください。

ウ 入札書に必要事項の記入・押印をした上で、入札封筒（様式 5）に封入し、封印してください。

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 6 日（木）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

郵送等

(4) 提出先

3 (3)の場所と同じ。

5 開札に関する事項

(1) 日時

令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 2 時

(2) 場所

3 (3)に記載の場所と同じ。

(3) 立会い

開札は、本件入札事務に関係のない職員の立会いの上で行います。

6 入札に関する質問等

(1) この入札説明書、入札方法、契約内容等に関する質問は、質問書（様式 6）に記入の上、令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時まで電子メールで送信してください。電子メール以外の方法（電話、ファックス等）では、一切受け付けません。

(2) 受け付けた質問は、令和 6 年 5 月 31 日（金）までに入札参加者全員に電子メールで回答します。

7 入札保証金

(1) 入札参加者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を 4 (2) の期限までに納めなければなりません。ただし、入札参加者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去の実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金は、落札者決定後に還付します。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付します。

(3) 入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を出納員に提出するものとします。

(4) 落札者が納付した入札保証金については、落札者から申出があったときは、当該入札

保証金を契約保証金に充当することができます。

(5) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。

(6) 入札保証金を納付した落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は協議会に帰属します。

#### 8 入札の無効

愛知県財務規則第 152 条の規定に該当する入札は、無効とします。この場合、再度入札にも参加できません。

#### 9 入札の延期等

入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又はこれを取りやめることがあります。

#### 10 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を中止します。なお、この場合における入札参加者側の損害は、入札参加者の負担とします。

#### 11 落札者の決定

(1) 入札参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。くじの方法等については、確認通知書と併せて通知します。

#### 12 再度入札

開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに全ての入札参加者にその旨を連絡し、次により再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は1回とします。

##### (1) 入札書の提出期限

令和6年6月13日（木）午後5時（必着）

##### (2) 入札書の作成及び提出方法等

入札書の右上及び入札封筒の「入札書在中」の右側に「2回目」と朱書してください。その他は、4(1)、(3)及び(4)と同じです。

##### (3) 開札

###### ア 日時

令和6年6月14日（金）午前11時

###### イ 場所等

5(2)及び(3)と同じ。

#### 13 入札の辞退

入札参加者は、開札日時までに入札辞退届（様式7）を提出することにより、入札を辞退することができます。入札辞退届は、3(3)に記載のアドレスに電子メールで送信してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の調達案件等について不利益な取扱

いを受けるものではありません。

#### 14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに納めなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

#### 15 その他

- (1) 入札執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、この入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札を行わなければなりません。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく別添の契約書（案）により契約書を取り交わすものとします。ただし、開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。
- (4) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本案件について談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、その全てを公表することがあります。談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。
- (6) 入札参加者は、協議会から提供を受けた文書、情報等について第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件調達に関する手続以外の目的に供してはなりません。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに協議会に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、入札による契約又は随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (8) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書（案）、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 入札参加資格確認申請書

令和 6 年 5 月 7 日付けで入札公告のありました令和 6 年度内部監査支援等業務の入札参加資格について、下記の書類を添えて確認申請します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- 2 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）「03 役務の提供」のうち「08 コンピュータサービス」に登録されている者又は同等の資格を有する者としてあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が認めた者であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 5 愛知県会計局指名停止取扱要領による指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から開札日までの期間内に受けていないこと。
- 6 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び業務からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- 7 入札公告の日から過去 2 年間に於いて地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績があり、情報セキュリティに関する高度の専門性を有すること。
- 8 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていること。
- 9 協議会のシステム（監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システム）の企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

### 添付書類

- 1 あいち電子調達共同システム（物品等）業者登録番号報告書（様式 2）
- 2 会社概要及び担当者届（様式 3）
- 3 過去 2 年の間に地方公共団体又と締結した情報セキュリティ監査業務の契約書及び業務完了報告書の写し
- 4 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていることがわかるもの

令和 6 年 月 日

住所

氏名

法人の場合は、法人名及び代表役職者氏名を記入すること。

あいち電子自治体推進協議会

会 長 瀬 瀬 知行 様

様式2

## あいち電子調達共同システム（物品等）業者登録番号報告書

（申請者）

所在地： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名： \_\_\_\_\_

業者登録番号（10桁）	
-------------	--

（注）業者登録番号（10桁）は、愛知県の「物品の製造等にかかる愛知県競争入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）」の「03 役務の提供等」のうち「08 コンピュータサービス」に登載済みであるかどうか確認のために使用します。

## 会社概要及び担当者届

[ 案件名 ] 令和6年度内部監査支援等業務

**【会社概要】**

- 1 名 称 :
- 2 代表者氏名 :
- 3 所 在 地 :  
TEL・FAX :
- 4 資 本 金 : 千円
- 5 設 立 : 年
- 6 従 業 員 数 : 人
- 7 県内営業所の有無  
有 ・ 無  
所 在 地 :  
TEL・FAX :
- 8 過去2年の地方公共団体における情報セキュリティ監査業務を履行した実績(契約書及び業務完了報告書の写しを添付)

契約先	事業名称	契約年度	請負額(千円)

※ 機密保持の関係上、契約先及び事業名称を外部へ公表することができない場合、該当部分を黒塗りにして提出すること。

※ 契約書に業務完了報告書を提出する旨の記載がある場合、当該書類を添付すること。ただし、契約書等に記載がなく、書類が存在しない場合は、契約書の写しのみ提出すること。

**【担当者届】**

会社名	
担当部署名	
担当者職氏名	
所在地	
電話番号 (内線番号)	
FAX 番号	
E-mail	

※ 本案件に係る担当者として1名を選出し、質疑等の窓口を一本化すること。



様式4

# 入 札 書

令和6年 月 日

あいち電子自治体推進協議会  
会 長 瀬 瀬 知行 様

(入札者) 住 所

氏 名

(名称及び代表者氏名)

法人の場合は、法人名及び代表役職者氏名を記入すること。

下記のとおり入札します。

なお、契約の金額は表記の金額に当該金額の 10%に相当する金額を加算した金額とします。

記

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

業務名 令和6年度内部監査支援等業務 一式

様式5

## 入札封筒の様式

(表)

あいち電子自治体推進協議会会長 様
入札名 令和6年度内部監査支援等業務 一式
入 札 書 在 中

(裏)

印	入札者 住所 氏名	印
---	--------------	---

様式6

## 質問書

宛先：あいち電子自治体推進協議会 宛

E-mail アドレス：info@e-aichi.jp

### 【質問者】

1 会 社 名：

2 担当部署及び役職：

3 氏 名：

4 E-mail アドレス：

(注) 様式3で届け出た担当者がまとめて質問すること。

調達案件名 令和6年度内部監査支援等業務 一式

### 【質問事項】

内 容

様式7

## 入 札 辞 退 届

令和6年 月 日

あいち電子自治体推進協議会  
会 長 瀬 瀬 知行 様

(入札者) 住 所

氏 名  
(名称及び代表者氏名)

下記の理由により、令和6年度内部監査支援等業務の入札を辞退したいので届け出ます。

記

入札辞退の理由

## 令和6年度内部監査支援等業務仕様書

### 1 業務名

令和6年度内部監査支援等業務

### 2 発注者

あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）

※「協議会」とは愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く。）で構成する集合組織

### 3 期間

契約日から令和7年3月5日まで

### 4 目的・経緯

協議会では、協議会において共同構築しているシステムに対し、協議会参加団体から参加希望者を募って集められた情報セキュリティ研究会員が監査人となり、内部監査を実施している。しかしながら、情報セキュリティを取り巻く環境の変化は著しいものがあり、各監査人の習得している知識に差が見られるなど、一定の水準を保ちつつ内部監査を行うことが年々困難となってきた。

そのため、監査を進める上で必要な助言等、監査人のスキルアップを図り、より円滑に有効的な内部監査を実施するための支援を委託する。

また、内部監査を適正に実施するため、協議会の情報セキュリティポリシーを始めとした各種規程（以下「情報セキュリティポリシー等」という。）を整備することから、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び監査結果に基づく情報セキュリティポリシー等の改正の支援を委託する。

### 5 業務内容

#### (1) 実施計画書の提出

本業務を実施するにあたり、実施計画書を作成し、あらかじめ協議会の承認を得ること。

#### (2) 内部監査支援

協議会の1システムを対象に行う内部監査について、協議会の組織体系と対象システムの構成を理解したうえで以下の支援を行う。

- ① 監査準備会議への出席及び会議内容に対する助言並びに講評（2回）
- ② 監査当日の立ち会い及び助言（1回）
- ③ 監査報告取りまとめ時の会議出席及び会議内容に対する助言並びに講評（1回、②と同日も可。）

- ④ 被監査部門向け監査報告会の立ち会い及び助言（1回）
- ⑤ 協議会の個人情報等保護委員会で監査人が実施する監査結果の報告について、委員からの質問に係る資料作成等の支援。（1回）
- ⑥ 会議資料など内部監査実施に必要な資料作成と、監査人作業の支援
  - ・スケジュール立案（監査計画の作成からフォローアップ監査までの具体的なスケジュール）
  - ・監査計画書案の作成と支援
  - ・監査チェックリスト案の作成と支援
  - ・被監査部門への事前調査資料案の作成と支援
  - ・監査当日インタビュー内容案の作成と支援
  - ・内部監査調書作成の支援
  - ・監査報告書案（事前調査の回答集計・分析等含む）の作成と支援
  - ・会議議事録の作成
  - ・その他、内部監査の円滑な実施に必要な資料の作成と支援

(3) 情報セキュリティポリシー等改正支援

受託者は、協議会が作成した情報セキュリティポリシー等の改正案が、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）の改定内容及び監査結果に沿った内容となっているかを確認するなど、改正支援をする。

- ① 情報セキュリティ研究会（ポリシーグループ）への参加（2回）
- ② 情報セキュリティポリシー等の改正案に対する意見書作成（1回）

## 6 スケジュール

以下に従い実施計画書を作成し、協議会の承認を得ること。また、計画に変更が生じた場合は速やかに協議会に報告し、承認を得ること。

(1) 内部監査支援

契約日	～ 7月	実施計画書作成
	8月	～ 9月
		内部監査支援（計画・事前調査支援等）
	10月	内部監査実施支援（報告取りまとめ等も含む）
	11月	内部監査報告会支援
	12月	～ 1月
		当該年度検出事項の改善計画・フォローアップ監査支援
	2月	個人情報等保護委員会での報告の支援

(2) 情報セキュリティポリシー等改正支援

契約日	～ 11月	情報セキュリティ研究会（ポリシーグループ）
	11月	～ 12月
		情報セキュリティ研究会（ポリシーグループ）

1月

情報セキュリティポリシー等の改正案に対する意見書提出

## 7 受託者の要件

- (1) 業務に従事する者には、システム監査技術者又は公認情報システム監査人(CISA)の資格を有し、情報セキュリティ監査の経験を有している者を1名以上含めること。
- (2) 協議会のシステム(監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システム)の企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

## 8 納入

- (1) 検収  
実施計画に基づく支援状況の提示及び成果物の納入をもって検収とする。
- (2) 成果物
  - ・実施計画書
  - ・実施報告書
  - ・情報セキュリティポリシー等の改正案に対する意見書
- (3) 納入方法  
電子データをメール添付又はCD-ROMに格納して納入すること。  
なお納入の際は、容易に第三者に閲覧できないよう、パスワードを付す等のセキュリティ対策を講じること。
- (4) 成果物の納入先  
協議会が指示する場所とする。
- (5) 成果物の納入期限  
令和7年3月5日

## 9 その他

- (1) 受託者はいかなる場合においても、この契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施にかかる経費のうち、会場経費及び参加団体担当者の出席に係る経費については、受託者の負担としない。
- (3) 成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、協議会及び参加団体は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については協議会と協議のうえ決定するものとする。

## 契 約 書

## 1 業務名

令和 6 年度内部監査支援等業務

## 2 業務の内容

令和 6 年度内部監査支援等業務仕様書のとおり。

## 3 契約金額

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出したもので、契約金額に 110 分の 10（適用する税率が 8 % の場合は 108 分の 8）を乗じて得た額である。

## 4 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 5 日まで

## 5 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 の規定により算出したもので、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に該当する場合は、全額免除とする。

## 6 その他特約事項

情報セキュリティに関する特約条項及び個人情報取扱事務委託基準

あいち電子自治体推進協議会（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、上記の業務について別添の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 6 年 5 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
（愛知県総務局総務部情報政策課内）  
あいち電子自治体推進協議会  
会長 瀨瀬 知行

乙



## (権利義務の譲渡等)

第 1 条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 64 条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

## (一括再委託の禁止)

第 2 条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

## (秘密の保持)

第 3 条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

## (監督)

第 4 条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

## (検査)

第 5 条 甲は、乙の履行が完了したときは、10 日以内にこれを検査するものとする。

2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

3 検査の結果、不合格のものがあつたときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入しなければならない。

## (履行遅延の場合における違約金)

第 6 条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000 円未満の端数金額及び 1,000 円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年 14.5 パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

## (代金の支払)

第 7 条 甲は、履行完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて年 2.5 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

## (契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時まで契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第2号又は第4号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

第9条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定した

とき。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
  - (4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

第10条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
  - (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金

を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
  - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第 12 条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第 13 条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第 14 条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第 15 条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

## 情報セキュリティに関する特約条項

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

### (規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の情報セキュリティポリシー及び総合情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

### (機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、協議会の管理する区域（データセンター、愛知県情報政策課）外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

### (従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

### (再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

### (ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、甲における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

## 個人情報取扱事務委託基準

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### (管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内にあつて直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

### (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

### (目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

### (複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。



(第三者への提供の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。